

一般意見の概要及び知事意見についての事業者としての対応方針（案）

資料 2

No.	項目	一般意見の概要及び県知事意見	事業者としての対応方針（案） ※は補足説明
1	全般	（県知事意見） 環境影響評価に当たっては、本事業が既設空港の滑走路増設事業であることを踏まえ、現在の環境がどのように変化するのかを予測・評価し、環境影響評価図書にわかりやすく記載すること。	準備書の作成に当たっては、現在の環境が事業実施に伴いどのように変化するかを具体的かつ一般の方々に対しても分かり易く表現するよう心掛けてまいります。
2	2.2.6 対象事業の工事計画の概要	（一般意見） 滑走路増設工事における騒音対策については、最大限に配慮された工事手法としてほしい。	調査結果及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低騒音型建設機械の使用など環境に配慮した工事手法とし影響の回避・軽減に努めます。予測の前提としての工事計画及び予測・評価の結果については、準備書に記載いたします。
3	4.1.1 環境影響評価の項目	（一般意見） 空港への交通量と空港への送迎も含め、待合車混雑及び沿線交通量増による渋滞の環境影響評価と検討についても実施するのか。	空港に隣接する東側のアクセス道路等における環境負荷等について、環境影響評価項目の追加は行わずに、参考値として、東側ターミナルビル前一般道路について、簡易な手法で実施することといたします。 ※ 環境影響評価法においては、空港の施設の供用に伴う環境影響に関し、空港の外の道路については、本環境影響評価手続きの取扱対象範囲ではありませんが、ご意見を踏まえ参考までに空港東側一般道路のターミナル前について、簡易な手法で実施することといたします。
4	4.2 大気環境	（一般意見） 大気環境調査は、季節や天候を考慮し、曇天あるいは雨天時の調査を行ってほしい。	大気環境（大気質、騒音、低周波音、振動）の調査は、マニュアル等に準じ適切に実施してまいります。 ※ ・大気質（四季の各一定期間）：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月 建設省都市局 監修）では、「期間を1週間としたのは、この期間に社会活動、気象の変動の周期が含まれる」からとされている。 ・環境騒音・道路交通騒音（秋季の2日間）：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月 建設省都市局 監修）では、「騒音が1年を通じて平均的な状況となる1日」を調査期間としている。また、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（Ⅱ. 地域評価編（道路に面する地域）平成12年4月 環境庁）、（Ⅲ. 地域評価編（一般地域）平成11年7月 環境庁）では、「降雨、降雪時は騒音測定を行わない（中止する）」とされている。 ・航空機騒音（夏季と冬季の各7日間）：「航空機騒音測定・評価マニュアル」（平成24年11月 環境省）では、「夏季及び冬季に原則として連続7日間」測定を行うとされている。測定期間の天候によっては、ご意見のような気象条件の日も想定できますが、別途調査を実施することは考えておりません。 ・低周波音（夏季と冬季の各2日間）：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月 環境庁 大気保全局）に準じて適切に実施することといたします。低周波音の測定は風速の影響を考慮して行うこととなっているものの、ご意見のような曇天、雨天に該当するかどうか、想定できません。 ・振動（秋季の2日間）：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月 建設省都市局 監修）では、伝搬の特性に影響を与える「地盤の状況は、一般的には時間的変化はないものと考えられ」とされている。
5	4.2.1 大気質	（県知事意見） 航空機の運航に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、空港や飛行経路の周辺地域への影響が考えられることから、飛行の経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮し、適切な調査地点を設定すること。	航空機の運航に伴い排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、飛行経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮し、空港の南北に1地点ずつ一般環境大気調査地点を追加することといたします。（2→4地点） また、文献その他の資料調査では、既設の測定局等におけるより広範囲の情報を収集し、当該情報を整理及び分析いたします。
6	4.2.1 大気質	（一般意見） 降下ばいじんに係る既設の測定箇所は、飛行ルートから外れている吉塚小学校の1箇所のみでありデータ不足である。環境アセスでの現地調査地点は、空港周辺4箇所となっているが、空港南東側、空港南側及び北側の航空機飛行ルート線上の箇所を追加してほしい。	航空機の運航に係るものとしては浮遊粒子状物質が該当すると思われるため、ご意見を踏まえ、空港の南北に1地点ずつ一般環境大気調査地点を追加することといたします。（2→4地点） ※ 降下ばいじんとは、大気中の粒子のうち雨や自重等により地上に降下する比較的粒径の大きなものとされており、ご指摘の航空機の運航に係るものとしては、比較的粒径の小さい浮遊粒子状物質が該当すると思われます。 滑走路増設事業に伴う飛行回数増による航空機の運航に係る浮遊粒子状物質の影響については、現況と滑走路増設後のいずれもコンピュータシミュレーションで予測するため、現地調査をしないと予測に反映しないという関係にはありませんが、ご意見を踏まえ、調査地点を追加することといたします。
7	4.2.2 騒音 （航空機騒音）	（県知事意見） 航空機の運航に伴い発生する騒音については、滑走路の増設に伴い影響がより広範囲に及ぶことが考えられるため、関係市町が独自に実施している調査内容を把握するとともに、飛行の経路と高度、住宅の分布等を十分に考慮した上で、関係市町内における調査地点の追加など、適切な調査地点の設定を行うこと。 また、予測・評価に当たっては、調査地点における点的なものだけでなく、面的な広がりについてもわかりやすく示すこと。	航空機の運航に係る騒音については、関係市町が独自に実施している調査内容を把握するとともに、飛行経路・高度、住宅等の分布等を十分に考慮し、関係市町において調査地点を追加することといたします。（25→39地点） また、予測・評価に当たっては、コンター図により騒音の面的な広がりについて示し、現況と増設後との比較ができるようにいたします。

一般意見の概要及び知事意見についての事業者としての対応方針（案）

資料 2

No.	項目	一般意見の概要及び県知事意見	事業者としての対応方針（案） ※は補足説明
8	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 宮松小学校の上空を飛ぶ飛行機をこれ以上増やさないでほしい。宮松小学校を騒音測定場所として追加し、航空機騒音の実態を明確にするほか、増設滑走路整備後の騒音の拡がりを明確にしてほしい。	宮松小学校を航空機騒音調査地点として追加し、航空機騒音の実態を明らかにするほか、増設滑走路整備後の騒音の影響についても適切に予測・評価することといたします。(25→39地点)
9	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 航空機騒音（自衛隊機含む）に係る測定地点を増やし、測定結果については公開してほしい。(春日市役所、春日公園、金の隈地区、西月隈、東那珂、隅田地区、月隈6丁目)	航空機騒音に係る調査地点について、ご意見を踏まえ、追加し、準備書において測定結果を公開します。(25→39地点)
10	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(県知事意見) 航空機騒音の予測に用いたモデル式及びパラメーター、予測精度の確保のための手法、予測条件である飛行経路別の機種及び便数等については、準備書に具体的にわかりやすく記載すること。	他のアセスの事例も参考にしつつ検討し、準備書に具体的に分かりやすく記載いたします。
11	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(県知事意見) 航空機騒音に係る評価指標がWECPNLからLdenに変更されることから、予測・評価についてはタクシーイング（地上走行）やアイドリングなどの地上騒音を含めて適切に実施すること。また、改正前の評価指標を併用するなど、既存データとの比較検討ができるようにわかりやすく整理すること。	航空機騒音に係る環境基準が改正されたことを踏まえ、タクシーイング（地上走行）などの地上航空機騒音を含めたL d e n 値の予測・評価の対象とする騒音については、環境省制定の「航空機騒音測定・評価マニュアル」を踏まえ、適切に実施してまいります。 また、参考までに改正前の環境基準であるW E C P N L 値でも予測することといたします。
12	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 航空機騒音による影響を的確に把握し、適切な環境保全措置を講じてほしい。	環境影響評価法に基づき、適切に調査、予測、評価し、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲で環境影響を回避・低減等の方策を検討してまいります。
13	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 南側からの旋回着陸の半分は、空港の東側から右旋回するルートとしてほしい。 南側からの着陸時の旋回は、春日市上空を低空飛行しているケースが殆どであるため、もっと南下してから旋回することを徹底し、指導ではなくルール化し罰則規定を設ける等、徹底を図ってほしい。	増設滑走路を含む飛行経路の設定については、今後、検討・整理し、予測の前提として準備書で明らかにしてまいります。
14	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 飛行高度と地形形状と民家の環境影響評価もされるか。 発着回数の増加による航空機騒音の頻度増、人体への重圧やストレス等の影響評価に対しては、どのような考え方か。	本事業に係る航空機騒音の影響については、環境省制定の「航空機騒音測定・評価マニュアル」(平成24年11月 環境省)に基づき、適切に実施してまいります。
15	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 航空機の低騒音化が言われているが、早朝深夜便とも従来の騒音と変わらないことから、その実態と内容を明確にしてほしい。	早朝、深夜便についても、現況を調査し、準備書の予測の前提として記載いたします。 なお、航空機の低騒音化については、準備書において分かり易く説明いたします。
16	4.2.2 騒音 (航空機騒音)	(一般意見) 滑走路増設後の滑走路使用時間帯の延長は困る。	滑走路増設による航空機（定期便）の運航時間延長は計画にないため想定しておりません。
17	4.2.2 騒音 (工事の実施に係るもの)	(一般意見) 空港東側及び西側の工事等予定地域は、隣接区域内に民家があり騒音（工事の実施に係るもの）の影響があると考えられることから、現地調査地点を追加してほしい。	空港東側における工事予定箇所近傍の現況騒音レベルを再確認するため、空港東側に環境騒音調査地点を1地点追加することといたします。(4→5地点)
18	4.2.3 低周波音	(一般意見) 低周波音について、宮松小学校を現地調査地点とし、測定値を公開してほしい。	航空機低周波音調査地点を追加するとともに、準備書において測定結果を公開します。(11→14地点)
19	4.2.3 低周波音	(県知事意見) 航空機の運航に伴い発生する低周波音については、予測・評価のために必要な情報を十分に得られるかを検証した上で、調査地点を追加するなど、適切な調査地点の設定を行うこと。なお、調査地点の選定理由については、その根拠を具体的に示すこと。 また、気象等の影響を受けることから、現時点で設定している測定日数が十分かどうかを再度検討した上で、必要な調査期間を設定すること。	他のアセスの事例も参考にして、念のために対象事業実施区域の北側に1地点、南側に2地点、航空機低周波音調査地点を追加することといたします。(11→14地点) また、調査地点の選定理由については、準備書に具体的に記載することといたします。 なお、調査期間についても同様に、他のアセスの事例も参考にして、念のため、各1日間追加することとし、夏季及び冬季の年2回、各2日間実施することといたします。 <i>※ 低周波音については、他のアセス事例によれば、航空機からの低周波音の影響は小さいが、福岡空港の周辺環境に配慮して念のために項目を選定したところであるものの、ご意見を踏まえ、調査地点や調査日数についても念のために追加することといたします。</i>
20	4.2.4 振動 (工事の実施に係るもの)	(一般意見) 空港東側及び西側の工事等予定地域は、隣接区域内に民家があり振動（工事の実施に係るもの）の影響があると考えられることから、現地調査地点を追加してほしい。	空港東側における工事予定箇所近傍の現況振動レベルを再確認するため、空港東側に環境振動調査地点を1地点追加することといたします。(4→5地点)

